

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
佐伯市	上堅田地区(岸河内)	令和5年3月28日	

### 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	29.0ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	14.8ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	5.7ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	5.0ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.0ha
④地区内において今後中心経営体を引き受ける意向のある耕作面積の合計	#REF!
(備考)	

### 2 対象地区の課題

<p>今後、中心経営体を引き受け意向のある耕地面積(2.4ha)よりも70才以上で後継者未定または不明の農業者の耕作面積(5.0ha)の方が多く、新たな農地の受け手の確保が必要。</p>
---

### 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<p><b>岸河内</b>            岸河内集落の農地利用は、中心経営体である認定農業者3経営体(水稻等栽培の周辺)や認定新規就農者6経営体(ニラ、いちご栽培の周辺)が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受け入れを促進することにより対応していく。            集落内は水の確保が困難であるため水路管理が大変である。水田農業より施設園芸での農地集積が望ましい。</p>
--

### 4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<p><b>農地中間管理機構の活用方針</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規就農者等への農地の斡旋には、農地中間管理機構を活用し円滑に行えるよう取り組む。</li> <li>・将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。</li> <li>・中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保安全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。</li> </ul>
--

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
佐伯市	床木地区(床木第4)	令和5年3月28日	

### 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	11.0ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	5.5ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	3.6ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	1.1ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.7ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	2.2ha
(備考)	

### 2 対象地区の課題

床木地区(床木第4)は、主食用水稲のほか、野菜などを作付しているが、農業者の高齢化・後継者不足により維持管理が難しくなっているため耕作放棄地もある。  
耕作放棄地の増加が懸念されるため、さらなる農地の集積・集約及び新たな農地の受け手の確保が必要となっている。  
今後、中心経営体が引き受け意向のある耕地面積(2.2ha)よりも70才以上で後継者未定または不明の農業者の耕作面積(1.8ha)の方が少ない。農地の貸し出し等の申し込みがあれば中心経営得体が引き受けする意向である。

### 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

1 床木第4  
床木第4集落の農地利用は中心経営体である認定新規就農者1経営体(ハウスみかんや露地カボスの周辺)が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受け入れを促進することにより対応していく。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地中間管理機構の活用方針

- ・新規就農者等への農地の斡旋には、農地中間管理機構を活用し円滑に行えるよう取り組む。
- ・将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。
- ・中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。

中心経営体がない集落の場合

- ・入作を希望する認定農業者や認定新規就農者を受け入れるため、まとまりのある農地がある場合や、農地の生産効率の向上のため畦畔を除去した農地情報を農業委員、推進委員及び農地中間管理機構等に情報提供を行う。